白井市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、婚姻による新生活に係る費用の一部を支援することで、婚姻に伴う経済的不安を解消するとともに、地域における少子化対策を推進するため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第１０号以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、白井市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　第５条第１項の規定による申請をする日（第３条第１項第３号において「交付申請日」という。）が属する年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度の１月１日から交付申請年度の３月１４日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

(2)　住宅費用　婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として新たに取得し、又は賃借した住宅に係る費用で、次に掲げるものをいう。

ア　購入費

イ　賃料

ウ　敷金

エ　礼金（保証金等これに類する費用を含む。）

オ　共益費

カ　仲介手数料

(3)　引越費用　前号の住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(4)　住宅のリフォーム費用　婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施した住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用をいう。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア　倉庫、車庫に係る工事費用

イ　門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

ウ　エアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用

(5)　継続世帯　第５条第２項の規定による申請をする日が属する年度の前年度にこの要綱に基づく住宅費用、引越費用又は住宅のリフォーム費用に対する補助の交付決定を受けた世帯で、当該交付決定の額が第４条第１項各号に定める額に達しなかった世帯をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象新婚世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす世帯とする。

(1)　夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2)　住民基本台帳に記録されている住所が住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に係る住宅の所在地であること。

(3)　次に掲げる期間（以下この号において「所得判定基準年」という。）における夫婦の所得を合算した額（以下「新婚世帯所得額」という。）が５００万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が交付申請時において貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯所得額から所得判定基準年における当該貸与型奨学金に係る返済額を控除して得た額が５００万円未満であること。

ア　交付申請日が４月１日から５月３１日までの間の場合にあっては、当該交付申請日が属する年の前々年

イ　交付申請日が６月１日から１２月３１日までの間の場合にあっては、当該交付申請日が属する年の前年

ウ　交付申請日が１月１日から３月１４日までの間の場合にあっては、当該交付申請日が属する年の前々年

(4)　婚姻日において、夫婦ともに年齢が満３９歳以下であること。

(5)　補助金の申請日から２年以上継続して本市に居住する意思があること。

(6)　夫婦ともに市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。

(7)　他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。

(8)　補助対象世帯に白井市暴力団排除条例（平成２４年条例第１８号）第２条第２号に規定する暴力団員を含まないこと。

(9)　過去に地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業に係るものに限る。）に基づく補助金の交付（本市以外の地方公共団体による交付も含む。）を受けていないこと。

２　補助金の交付の対象となる継続世帯（以下「補助対象継続世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす世帯とする。

(1)　夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2)　住民基本台帳に記録されている住所が住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に係る住宅の所在地であること。

(3)　夫婦ともに市税等を滞納していないこと。

(4)　他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。

(5)　補助対象世帯に白井市暴力団排除条例（平成２４年条例第１８号）第２条第２号に規定する暴力団員を含まないこと。

（補助金の額）

第４条　補助対象新婚世帯に対する補助金の額は、住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合算した額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、上限額は、次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　夫婦ともに婚姻日における年齢が満２９歳以下の世帯　６０万円

(2)　前号に定める世帯以外の世帯　３０万円

２　補助対象継続世帯に対する補助金の額は、住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合算した額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、上限額は、次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　夫婦ともに婚姻日における年齢が満２９歳以下の世帯　６０万円から前年度におけるこの要綱に基づく受給額を差し引いて得た額
(2)　前号以外の世帯　３０万円から前年度におけるこの要綱に基づく受給額を差し引いて得た額

3　補助金の対象となる住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用は、次条第１項又は第２項の規定による申請をする日が属する年度と同一の年度の４月１日から３月１４日までの間に支払った費用とする。ただし、賃料については、勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当分を補助対象外とする。

（交付申請）

第５条　補助対象新婚世帯に対する補助金の交付を受けようとする者は、白井市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(1)　戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
(2)　世帯全員の住民票の写し
(3)　新婚世帯の総所得を証明する書類
(4)　新婚世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類
(5)　貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
(6)　住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅を取得した場合に限る。）
(7)　住宅の賃貸借契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
(8)　住宅手当支給証明書（別記第２号様式）（住宅を賃借している場合に限る。）
(9)　引越費用に係る領収書の写し（引越費用を要した場合に限る。）
(10)　住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅のリフォーム費用を要した場合に限る。）
(11)　同意書兼誓約書（別記第３号様式）
(12)　その他市長が必要と認める書類

2　補助対象継続世帯に対する補助金の交付を受けようとする者は、白井市結婚新生活支援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(1)　世帯全員の住民票の写し
(2)　継続世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類
(3)　住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し（前年度に白井市結婚新生活支援補助金において交付決定を受けた補助対象の住宅から転居等により新たに住宅を取得した場合に限る。）
(4)　住宅の賃貸借契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し（前年度に白井市結婚新生活支援補助金において交付決定を受けた補助対象の住宅から転居等により新たに住宅を賃借した場合に限る。）
(5)　住宅手当支給証明書（別記第２号様式）（住宅を賃借している場合に限る。）

(6)　引越費用に係る領収書の写し（引越費用を要した場合に限る。）
(7)　住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅のリフォーム費用を要した場合に限る。）
(8)　その他市長が必要と認める書類

3　第１項及び第２項の規定による申請は、各年度４月１日から３月１４日までの間に行わなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条第１項又は第２項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白井市結婚新生活支援補助金交付・不交付通知書（別記第４号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知の特例）

第７条　規則第１１条に規定する実績報告については、第５条第１項又は第２項の規定による申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2　規則第１３条に規定する確定通知については、前条に規定する白井市結婚新生活支援補助金交付決定通知書をもって当該確定通知があったものとみなす。

（交付請求）

第８条　第６条の規定による交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が補助金の交付請求をしようとするときは、白井市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)　虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
(2)　この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、白井市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記第６号様式）により受給者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2　前項の返還命令は、白井市結婚新生活支援補助金返還命令書（第７号様式）により行うものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。